

「電子的診療情報連携体制整備加算」 算定についてのお知らせ

令和8年度（2026年度）の診療報酬改定により、「電子的診療情報連携体制整備加算」が新たに創設されました。

2026年6月より、以下の加算点数がかかります。

初診時

4点（月に1回）

「電子的診療情報連携体制整備加算3」※

再診時

2点（月に1回）

「電子的診療情報連携体制整備加算」

※当院では厚生労働省が定めた以下の要件を満たすため、加算3を算定しております。

1. オンライン請求を行っていること。
2. 診療報酬明細書を患者に無償で交付していること。
3. オンライン資格確認を行う体制を有していること。
4. 医師が、オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室、手術室または処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。
5. マイナ保険証利用率が、30%以上であること。
6. マイナポータルの医療情報に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
7. 明細発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイトに掲載していること。

診療報酬は1点＝10円で計算され、加算点数×10円×患者様負担割合分（1割～3割）の自己負担が発生いたします。

今後も質の高い医療を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。